

一級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
二級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	一 主任の職務 二 主査の職務
四級	一 係長の職務 二 困難な業務を行う主査の職務
五級	一 副主幹の職務 二 本庁の課長補佐の職務 三 出先機関の所長補佐又は部長補佐の職務
六級	一 主幹の職務 二 本庁の課長の職務 三 出先機関の長、次長又は部長の職務 四 困難な業務を行う副主幹の職務 五 困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務 六 困難な業務を行う出先機関の所長補佐又は部長補佐の職務
七級	一 困難な業務を行う主幹の職務 二 困難な業務を行う本庁の課長の職務 三 困難な業務を行う出先機関の長、次長又は部長の職務
八級	一 参事の職務 二 本庁の部の次長の職務 三 規模の大きい出先機関の長の職務
九級	一 本庁の部長又は事務局長の職務 二 会計管理者又は会計局長の職務 三 困難な業務を行う参事の職務 四 困難な業務を行う本庁の部の次長の職務 五 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の長の職務

ロ 公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	巡査の職務
二級	一 主任又は巡査長の職務 二 困難な業務を行う巡査の職務
三級	一 係長の職務 二 困難な業務を行う主任又は巡査長の職務 三 特に困難な業務を行う巡査の職務

四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の課長補佐の職務 二 困難な業務を行う係長の職務 三 特に困難な業務を行う主任の職務 四 警察署の課長の職務
五級	<ul style="list-style-type: none"> 一 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 二 特に困難な業務を行う係長の職務 三 困難な業務を行う警察署の課長の職務
六級	<ul style="list-style-type: none"> 一 次長の職務 二 管理官の職務 三 特に困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 四 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務
七級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の課長の職務 二 困難な業務を行う次長の職務 三 困難な業務を行う管理官の職務 四 警察署の署長又は副署長の職務
八級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の総括参事官又は参事官の職務 二 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 三 困難な業務を行う警察署の署長の職務
九級	<ul style="list-style-type: none"> 一 警察本部の部長の職務 二 困難な業務を行う警察本部の総括参事官又は参事官の職務 三 特に困難な業務を行う規模の大きい警察署の署長の職務

ハ 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	研究業務を行う技師又は研究員の職務
二級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主任の職務 二 特に高度の知識又は経験を必要とする研究業務を行う技師又は研究員の職務
三級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主任研究員の職務 二 特別研究員の職務 三 試験研究機関の所長補佐又は部長補佐の職務
四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 技幹の職務 二 試験研究機関の長、次長又は部長の職務 三 困難な業務を行う特別研究員の職務 四 困難な業務を行う試験研究機関の所長補佐又は部長補佐の職務

五級	<ul style="list-style-type: none"> 一 規模の大きい試験研究機関の長の職務 二 困難な業務を行う技師の職務 三 困難な業務を行う試験研究機関の長、次長又は部長の職務
----	--

ニ 医療職給料表(一) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
二級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主査又は係長の職務 二 医療機関の医長又は科長の職務
三級	<ul style="list-style-type: none"> 一 副主幹の職務 二 主幹の職務 三 医療機関の部長又は医務局長の職務 四 健康福祉センターの長又は部長の職務
四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 参事の職務 二 医療機関の長の職務 三 困難な業務を行う健康福祉センターの長の職務

ホ 医療職給料表(二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	定型的な業務を行う技師の職務
二級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
三級	主任の職務
四級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主査の職務 二 困難な業務を行う主任の職務
五級	<ul style="list-style-type: none"> 一 係長の職務 二 副主幹の職務 三 出先機関の所長補佐又は部長補佐の職務 四 困難な業務を行う主査の職務
六級	<ul style="list-style-type: none"> 一 主幹の職務 二 出先機関の長、次長又は部長の職務 三 困難な業務を行う副主幹の職務 四 困難な業務を行う出先機関の所長補佐又は部長補佐の職務
七級	<ul style="list-style-type: none"> 一 困難な業務を行う主幹の職務 二 困難な業務を行う出先機関の長、次長又は部長の職務

ヘ 医療職給料表(三) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	准看護師の職務
二級	一 保健師又は看護師の職務 二 主任である准看護師の職務 三 困難な業務を行う准看護師の職務
三級	一 主任である保健師又は看護師の職務 二 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 三 困難な業務を行う主任である准看護師の職務
四級	一 主査の職務 二 困難な業務を行う主任である保健師又は看護師の職務 三 特に困難な業務を行う主任である准看護師の職務
五級	一 係長又は看護師長の職務 二 副主幹の職務 三 出先機関の所長補佐又は部長補佐の職務 四 困難な業務を行う主査の職務
六級	一 主幹の職務 二 出先機関の部長の職務 三 困難な業務を行う副主幹の職務 四 困難な業務を行う出先機関の所長補佐又は部長補佐の職務
七級	困難な業務を行う出先機関の部長の職務

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第二条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「標準的な」を削り、「人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める」を「級別基準職務表(別表第二の二)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会と協議して教育委員会が規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二 級別基準職務表(第六条関係)

イ 教育職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄

	宿舍指導員の職務
二級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舍指導員の職務
特二級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
三級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
四級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

ロ 教育職給料表(二級別基準職務表)

職務の級	基準となる職務
一級	中学校又は小学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
二級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特二級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務
三級	中学校又は小学校の教頭の職務
四級	中学校又は小学校の校長の職務

ハ 事務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
二級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	一 主任の職務 二 事務長又は主査の職務
四級	一 係長の職務 二 困難な業務を行う事務長又は主査の職務
五級	一 副主幹の職務 二 規模の大きい学校の事務長の職務
六級	一 困難な業務を行う副主幹の職務 二 規模の大きい学校において困難な業務を行う事務長の職務 三 主幹の職務
七級	規模の大きい学校において困難な業務を行う主幹の職務

ニ 技術職給料表(一級別基準職務表)

職務の級	基準となる職務
一級	学校栄養士の職務
二級	困難な業務を行う学校栄養士の職務
三級	主任の職務
四級	一 困難な業務を行う主任の職務

	二 主査の職務
五級	困難な業務を行う主査の職務

ホ 技術職給料表(二級別基準職務表)

職務の級	基準となる職務
一級	軽易な業務を行う学校看護師の職務
二級	学校看護師の職務
三級	一 困難な業務を行う学校看護師の職務 二 主任の職務
四級	一 困難な業務を行う主任の職務 二 主査の職務
五級	困難な業務を行う主査の職務

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第二項中「人事委員会規則で定める基準」を「号給別基準職務表(別表第一の二)」に改める。

第八条第二項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「次の各号に掲げる給料表ごとに、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 特定業務任期付職員行政職給料表 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。)別表第五イの規定の例による。
- 二 特定業務任期付職員研究職給料表 職員の給与条例別表第五八の規定の例による。
- 三 特定業務任期付職員医療職給料表(一) 職員の給与条例別表第五二の規定の例による。
- 四 特定業務任期付職員医療職給料表(二) 職員の給与条例別表第五ホの規定の例による。
- 五 特定業務任期付職員医療職給料表(三) 職員の給与条例別表第五への規定の例による。
- 六 特定業務任期付職員教育職給料表(一) 栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。)別表第二の二イの規定の例による。
- 七 特定業務任期付職員教育職給料表(二) 学校職員給与条例別表第二の二ロの規定の例による。

第九条第一項中「職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。)」を「職員の給与条例」に、「栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。)」を「学校職員給与条例」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二 号給別基準職務表（第七条関係）

号給	基準となる職務
一	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
二	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
三	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
四	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
五	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
六	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
七	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項中「人事委員会規則で定める基準」を「号給別基準職務表（別表）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 号給別基準職務表（第五条関係）

イ 第一号任期付研究員号給別基準職務表

号給	基準となる職務
一	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
二	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において

三	特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
四	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
五	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
六	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

ロ 第二号任期付研究員号給別基準職務表

号給	基準となる職務
一	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
二	博士課程修了後、数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
三	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第五条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に、「の事由並びに」を「及び降給の事由、」に、「及び休職」を「休職及び降給」に改め、「効果」の下に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第二条第一号中「なつた」を「なつた」に改める。

第七条を第十条とする。

第六条中「第四条第一項及び」を「第六条第一項及び」に、「あつて」を「あつて」に改

め、同条ただし書中「第四条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(失職の特例)

第九条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条の見出し中「及び休職」を「休職及び降給」に改め、同条第一項中「場合又は」を「場合、」に改め、「休職する場合」の下に「又は前条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第二項中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(降給の種類)

第三条 職員の意に反する降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降給の事由)

第四条 任命権者は、職員が、降任された場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該職員を降格することができる。

一 職員の人事評価（法第六条第一項に規定する人事評価をいう。）の評語（能力・姿勢評価（職員が職務遂行に当たり発揮した能力及び当該職務遂行に係る取組姿勢を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）又は業績評価（職員が職務遂行に当たり挙げた業績及び当該職務遂行の過程を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の結果をそれぞれ表示する記号をいう。以下同じ。）のいずれかが最下位の段階である場合（次項において「人事評価の評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず

ず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

- 2 任命権者は、職員の人事評価の評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合においては、当該職員を降号することができる。

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第六条 学校職員の分限に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二十八条第三項及び」を「並びに第二十八条第三項及び第四項並びに」に、「基き」を「基づき」に、「並びに」を「、学校職員の意に反する」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に、「に関し、」を「並びに学校職員の失職の特例に関し」に改める。

第二条中「特別支援学校」の下に「(以下「県立学校」という。)」を加える。

第三条中「学校職員が、」を「学校職員が」に、「職員を」を「学校職員を」に改め、同条第一号中「なつた」を「なつた」に改める。

第四条を次のように改める。

(降給の種類)

第四条 学校職員の意に反する降給の種類は、降格(学校職員の意に反して、当該学校職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(学校職員の意に反して、当該学校職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

第九条を第十一条とする。

第八条第一項中「第六条」を「第七条第一項及び第三項」に、「休職期間中であつても」を「休職の期間中であつても」に、「認められた」を「認められる」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「地方公務員法第二十八条第二項第一号により休職中の職員」を「第七条第一項に規定する休職の期間中の学校職員」に、「あらかじめ指定した医師に」を「医師を指定してあらかじめ」に改め、同条第三項中「第六条」を「第七条」に、「休職期間」を「休職の期間」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(失職の特例)

第十条 任命権者は、職務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

- 2 前項の規定によりその職を失わないものとされた学校職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第七条第一項中「職員」を「学校職員」に改め、同条第二項中「休職期間中」を「休職の期間中」に、「定め」を「定めが」に、「のほか」を「を除くほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「定め」を「定めが」に、「ついて」を「ついて、」に改め、同条第二項中「刑事々件」を「刑事事件」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「又は同条第二項第一号」を「、同条第二項第一号又は前条第一項第二号」に、「免職し若しくは休職する」を「免職し、休職し、又は降格する」に、「指定する医師二名をして」を「医師二名を指定して」に改め、同条第二項中「職員に」を「学校職員に」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(降給の事由)

第五条 任命権者は、学校職員が、降任された場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該学校職員を降格することができる。

一 学校職員の人事評価（地方公務員法第六条第一項に規定する人事評価をいう。）の評語（学校職員が職務遂行に当たり発揮した能力及び挙げた業績並びに当該職務遂行に係る取組姿勢及び当該職務遂行の過程を把握した上で行われる勤務成績の評価の結果を総合的に表示する記号をいう。）が最下位の段階である場合（県立学校の事務職員、雇傭人及び技術職員にあつては、職員の分限に関する条例（昭和二十六年栃木県条例第四十四号）第四条第一項第一号に規定する人事評価の評語が最下位の段階である場合）（次項において「人事評価の評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該学校職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

2 任命権者は、学校職員の人事評価の評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事委員会が定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合においては、当該学校職員を降号することができる。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第八条 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十四年栃木県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第九条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和三十六年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

第十条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十二条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十三条 栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 職員の退職管理の状況

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第六条の規定による改正後の学校職員の分限に関する条例第四条及び第五条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた事由による降給について適用し、同日前に生じた事由による降給については、なお従前の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二十条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(人事課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十八号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の項中「第二十二号から第二十六号まで」を「第二十三号から第二十七号まで」に改め、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十二号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

(二十二) 法第五十条第一項後段の規定による審査請求に関する事務

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十九号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百六十五の項及び百六十六の項を次のように改める。

百六十五及び百六十六 削除	
---------------	--

別表第一の三百三の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表三百四の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同表三百九十から四百五までの項を次のように改める。

三百九十 農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五条第一項第二号の規定に基づく農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	十五万円に登録の区分の数を乗じて得た金額
三百九十一 農産物検査法施行令第五条第一項第四号の規定に基づく農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	一万円に登録の区分の数を乗じて得た金額
三百九十二 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する登録検査機関の変更登録（登録の区分の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査	十五万円
三百九十三 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する登録検査機関の変更登録（農産物の種類の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査	三万円
三百九十四から四百五まで 削除	

別表第一の四百十九の四の項の次に次のように加える。

<p>四百十九の五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第七十九条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録の申請に対する審査</p>	<p>一万五千円</p>
<p>四百十九の六 道路運送法第七十九条の七第一項の規定に基づく自家用有償旅客運送者の変更登録（自家用有償旅客運送の種別の増加に係るもの又は運送の区域の増加に係るもの（当該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るものを除く。）に限る。）の申請に対する審査</p>	<p>三千円</p>

別表第一の四百六十四の五の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表四百六十四の七の項の次に次のように加える。

<p>四百六十四の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、次項において同じ。）の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
---	---

- (1) 一戸建ての住宅に係る申請 四千七百円
- (2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 九千円
 - (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 一万八千円
 - (iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 四万千円
 - (iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上の場合 七万四千円

(3) 一の建築物全体に係る申請 (1)及び(2)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(i) 住宅部分 (ii)に係るものを除く。) 四千七百円

(ii) 共同住宅等の部分について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満の場合	九千円
三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	一万八千円
二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合	四万千円
五千平方メートル以上の場合	七万四千円

(iii) 非住宅部分について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満	九千円
------------	-----

の場合	
三百平方メートル以上	二万五千元
二千平方メートル未満	
の場合	
二千平方メートル以上	七万四千元
五千平方メートル未満	
の場合	
五千平方メートル以上	十一万円
一万平方メートル未満	
の場合	
一万平方メートル以上	十四万円
二万五千平方メートル	
未満の場合	
二万五千平方メートル	十八万円
以上の場合	

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 床面積の合計が二百平方メートル未満の場合 三万千円
- (ii) 床面積の合計が二百平方メートル以上の場合 三万五千元

(2) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (i) 床面積の合計が三百平方メートル未満の場合 六万三千元
- (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十万円
- (iii) 床面積の合計が二千平方メートル以上

- 五千平方メートル未満の場合 十八万円
- (iv) 床面積の合計が五千平方メートル以上の
場合 二十五万円
- (3) 一の建築物全体に係る申請(①及び②)に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額
- (i) 住宅部分(②に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

二百平方メートル未満 の場合	三万円
二百平方メートル以上 の場合	三万五千元

- (ii) 共同住宅等の部分(性能基準を用いるものに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満 の場合	六万三千元
三百平方メートル以上 二千平方メートル未満 の場合	十万円
二千平方メートル以上 五千平方メートル未満 の場合	十八万円
五千平方メートル以上 の場合	二十五万円

- (iii) 非住宅部分(モデル建物法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。)を用いるも

のに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満 の場合	八万円
三百平方メートル以上 二千平方メートル未満 の場合	十三万円
二千平方メートル以上 五千平方メートル未満 の場合	二十一万円
五千平方メートル以上 一万平方メートル未満 の場合	二十八万円
一万平方メートル以上 二万五千平方メートル 未満の場合	三十四万円
二万五千平方メートル 以上の場合	四十万円

(iv) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。)を用いるものに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満 の場合	二十二万九 千八十円
三百平方メートル以上 二千平方メートル未満 の場合	三十六万七 千二百円
二千平方メートル以上 五千平方メートル未満 の場合	五十一万九 千八百円

五千平方メートル以上 一万平方メートル未満 の場合	六十三万六 百二十円
一万平方メートル以上 二万五千平方メートル 未満の場合	七十四万三 千四百八十 円
二万五千平方メートル 以上の場合	八十五万千 五百二十円

2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 床面積（建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一。(2)から(9)までにおいて同じ。)の合計が三十平方メートル以内の場合 九千円
- (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内の場合 一万五千円
- (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内の場合 二万三千円
- (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合 三万七千円
- (5) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 六万六千円
- (6) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 九万四千円
- (7) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十九万円
- (8) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 三十一万円